

第六十一回 参議院商工委員会會議録第二号

昭和四十四年二月二十日(木曜日)
午前十時八分開会

委員長の異動
一月二十七日金丸富夫委員長辞任につき、その補欠として八木一郎君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

一月二十七日

辞任

大森 久司君

補欠選任

八木 一郎君

一月三十日

辞任

玉置 猛夫君

補欠選任

井川 伊平君

金丸 富夫君

内田 芳郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

八木 一郎君

川上 為治君

剣木 亨弘君

土屋 義彦君

大矢 正君

委員

赤間 文三君

井川 伊平君

大谷 藤之助君

大谷 賛雄君

村上 春蔵君

山本 敬三郎君

阿具根 登君

小柳 勇君

の概況に関する件)

○委員長(八木一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。このたび、私、商工委員長に選任され、就任することになりました。

申し上げるまでもなく、現在のわが国の経済は、おおむね好況な状態を維持しておりますものの、外資の自由化、物価問題その他多くの重要問題をかかえて、本委員会の責務もまた非常に大きなものがあるかと存じます。委員各位の御指導、御支援のもとに、円滑に委員会を運営してまいりたい所存でございます。ふなれな者でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(八木一郎君) この際、おはかりいたします。小柳君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(八木一郎君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それでは理事に大矢正君を指名いたします。

○委員長(八木一郎君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

まず、菅野経済企画庁長官から所信を聴取することにいたします。菅野経済企画庁長官。

○国務大臣(菅野和太郎君) まず、最近の経済情勢と今後の見通しについて申し上げます。

最近の経済の動きをみますと、個人消費、民間設備投資等の根強い増勢を中心に、引き続き堅調な拡大を示し、一方、国際収支は、輸出の増大と長期資本収支の改善にささえられて好調を続けております。

しかしながら、このように好調な経済の動きの中にあつて、消費者物価の上昇基調には依然として根強いものが見られるとともに、国際経済面においても、米国等の海外諸国の景気鈍化による世界貿易の伸びの低下が見込まれるほか、国際通貨情勢もお流動的である等、必ずしも楽観を許さないものがあります。

今後の経済運営にあたりましては、まず物価の安定を最重点施策とし、経済の拡大が過度にわたることのないよう慎重な態度で臨み、内外情勢の変化に応じて経済政策の機動的運用をはかることにも、長期的観点に立つて、均衡のとれた持続的な経済成長の基盤の整備をはかつてまいりたい所存であります。このような経営運営のもとにおいて、四十四年度のがわが国経済は、質実成長率九・八％程度と、四十三年度の一二・六％程度に押し控え目な姿となる見込みであります。

次に、物価の安定について申し上げます。

当面問題となっている消費者物価につきましては、依然として根強い上昇基調がうかがわれ、四十三年度の上昇率は、当初の政府見通し四・八％を上回り、五・四％程度になるものと見込まれております。このような消費者物価の上昇は、国民

生活面に大きな負担となるのみならず、経済の健全な発展を阻害するものであります。政府としては、今後、物価の安定のため、各般の施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

まず、公共料金につきましては、その引き上げにより、政府が物価上昇を主導することのないよう、国鉄運賃を除き、極力抑制することといたしました。

もとより、消費者物価の上昇は、わが国経済に内在する構造的な要因によるものが大きいと考えられますので、引き続き、中小企業等低生産性部門の合理化、近代化、流通機構の改善、公正な競争条件の整備、輸入政策の弾力的活用など各般の政策をじみちに推進するとともに、生産性上昇部門の成果の一部を消費者に還元する環境を整備してまいり所存であります。

このような諸施策と国民各位の協力によって、四十四年度の消費者物価上昇率を五％程度におさめたいと考えております。

次に、国民生活行政の推進について申し上げます。

国民生活を脅かしているのは、物価の上昇のみではありません。

近年、経済の著しい発展により、国民の所得水準は大幅に向上し、消費生活の内容も高度化し、多様化してまいりましたが、その反面において、公害、交通事故、有害商品の増加など各種の障害が表面化してきております。

これらの問題を解決し、真に豊かな国民生活を實現するためには、人間尊重、生活優先の原則が、各方面に広く浸透していくことが不可欠であります。政府といたしましては、昨年制定された消費者保護基本法の精神に沿って、今後とも国民福祉向上のための諸施策の充実強化につとめてまいります。

もとより、消費者保護の問題は、地域住民に直接結びつく地方公共団体の行政の充実がなければ十分効果を期することはできないと考えられますので、政府としては、従来から進めてきた施策

に加え、消費生活センターの機能の強化など地方公共団体の消費者行政の一層の促進をはかってまいり所存であります。

次に、経済社会発展計画について申し上げます。

一昨年策定を見た経済社会発展計画は、物価の安定、経済の効率化及び社会開発の推進の三つを最重要の政策課題とする五カ年計画であります。が、その後のわが国経済の目ざましい成長により、現段階において、経済の実勢と計画の想定との間には少なからぬ乖離が生じてきております。私としては、上記の政策課題は、依然として堅持されるべきものであると考えますが、本計画が、政府のみならず民間の経済活動の指針として重要な役割を果たしつつあることにかんがみ、この際、総合的な政策効果の発揮を期するため、計画策定後に生じてきた新しい政策課題について検討するとともに、実勢を踏まえて、望ましい経済発展の姿を明らかにすることが必要ではないかと考えている次第であります。

先般開かれた経済審議会においても、本計画の取り扱いについて、同様の方針が了解されているところであり、今後、政府としても、各方面の英知を集めつつ、この問題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国土総合開発の推進について申し上げます。

近年における急速な経済成長と都市化の進展に伴って、地域経済社会は急激に変貌し、この過程で、いわゆる過密、過疎現象と、これに伴う各種の弊害が目立ってきております。

このような事態に対処して、都市、農村を通じて、国民のための豊かな社会を創造するためには、全国にわたって情報、通信網と高速交通体系を整備して、国土の利用可能性を拡大し、その基礎の上に、地域の特性に応じた開発事業を推進し、魅力ある広域生活圏を形成するなど、新しい国土経営の基盤をつくり上げることが必要であります。

このような観点に立つて、政府は、現在、新しい全国総合開発計画の策定に取り組んでおりますが、今後、国民各位の深い理解と協力を得て、この計画を実効あるものとし、計画的かつ均衡のとれた国土の総合開発を推進してまいりたいと考えております。

次に、日本万国博覧会の開催について申し上げます。

日本万国博覧会について、担当大臣としての所信を申し述べたいと存じます。

万国博覧会は、わが国が永年招致を意図し、ようやく実現にこぎつけた一大国際行事であり、わが国の文化、経済、産業の姿と歩みについて、国際的な理解を深める絶好の機会であると考えます。

本年は開催準備の最後の年であり、会場建設、関連事業、政府出展等の促進をはかるとともに、博覧会の運営についても万全を期する覚悟であります。

私は、日本万国博覧会が、各方面の御協力を得て、歴史に残るような成功をおさめるよう期待いたしております。

以上、主要な施策について申し述べました。本委員会及び委員各位の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長（八木一郎君） 続いて大平通商産業大臣の所信を聴取いたします。大平通産大臣。

○国務大臣（大平正芳君） 第六十一回国会における商工委員会の御審議をいただくに先立ちまして、通商産業行政に関する私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

御承知のとおり、最近のわが国経済は、当初の見込みよりもかなり高い水準で拡大を続けており、一方、国際収支も輸出の急伸と輸入の落ちつきにより、総合収支においても相当の黒字となつております。

このように、わが国経済の最近の推移はきわめて順調であります。これを取り巻く内外の経済

環境は決して容易なものではありません。

国際的には、残存輸入制限の自由化、資本取引の自由化の進展、特恵供与の問題等が当面の課題になっております。加えて、国際通貨問題に見られるとおり、世界経済は今や激動しつつあります。また、国内的には、労働力需給の逼迫、都市の過密化、公害、物価問題等の早急な解決を迫られております。

このような時期におきまして通商産業行政を担当する私といたしましては、その責任の重大さを痛感しており、次に申し述べます事項を今後の通商産業政策の重点として、その実現に努力したいと考えています。

まず第一の課題は、貿易の振興と経済協力の推進であります。激動する世界経済の中で積極的に輸出を増大し、貿易規模を拡大していくことは、わが国経済が今後とも持続的成長を實現していくための基本的条件であります。このため、プラント輸出等を促進するための日本輸出入銀行の資金の充実をはかるとともに、アジア諸国との貿易を伸ばすための一次産品の開発輸入の促進等の施策に取り組んでいく考えであります。

第二に、資本自由化の進展など経済の国際化は、今後いよいよ本格化する情勢にあります。産業がそれぞれ強い国際競争力を持つことこそ、これを乗り切っていく力であると思えます。したがって、わが国産業の国際競争力をさらに強化するため、企業体質の改善をはかるとともに、合併、業務提携、共同投資、専門生産体制の整備等の手段によって産業の構造改善を推進する所存であります。

第三に、発展途上国からの追い上げ、特恵関税の実施、資本自由化の進展と労働力の不足等の情勢に対処いたしまして、中小企業の近代化を急速に進めることが緊要であります。現在、中小企業の近代化高度化の意欲は旺盛であり、共同化、協業化のための各種の事業計画がもくろまれておりますが、これらの事業に低利資金を供給する中小企業振興事業団の資金量の拡充をはかるとともに

に、中小企業関係政府金融機関等の資金を充當いたしまして中小企業施策の強化をはかつてまいり考へてあります。

また、中小企業の中でも、特に緊急に構造改善対策を実施する必要がある業種の構造改善につきましましては、税制面その他の助成措置を強化することとし、そのための法律の改正をはかりたいと考へております。さらに、繊維工業の構造改善対策強化の一環として、新たに染色業とメリヤス製造業の構造改善に着手いたしたく、そのための法律改正につきましても、当委員会の御審議をお願いしたいと考へます。

第四に、産業の国際競争力の基盤をなす技術開発力の培養と技術的最先端産業の育成が必要であります。このため、大型プロジェクトについて、新たに海水淡水化と副産物利用をテーマとして追加する等、その拡充推進をはかることと、技術的最先端産業を育成強化する考へであります。さらに、情報産業につきましましては、情報社会への展望に立つて、その育成を着実に進めてまいり所存であります。

また、現行特許制度については、時代の進展に即応し、出願の処理を迅速化するため、出願の早期公開、審査請求制度等を採用することとし、このため、特許法等の改正を行ないたいと考へております。

第五に、新石炭対策につきましましては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申に沿って石炭鉱業の再建、雇用の安定、保安の確保、産炭地域の振興等の施策の推進をはかることと、増大するエネルギー需要に対処しての海外石油資源の開発の拡充、わが国経済の発展に伴う内外鉱物資源の開発の推進及び原子力産業の育成に努力する所存であります。

また、ガスについては、液化石油ガス小規模導管供給を簡易ガス事業として位置づけ、所要の規制を行ないますとともに、ガス事業者に対する保安監督を強化し、並びにガス用品の安全確保のための取り締まりを行なう等のため、ガス事業法の

改正を考へております。

第六に、経済の高度成長と繁栄の過程において特に重要となつてきた公害問題につきましましては、国民の福祉向上の見地から、積極的にその解決に当たりたいと考へます。このため公害の規制の強化、産業立地の適正化の施策を拡充する一方、公害防止技術の開発、企業に対する事前指導を強化する考へであります。

第七に、最近の消費者物価の上昇が国民生活に影響を及ぼすに至つては、物価の安定を重要課題の一つとして取り組んでまいり考へてあります。このため、中小企業、流通などの低生産性部門の生産性の向上をはかることと、国内の需給動向を勘案しながら緊急輸入政策の弾力的運用を行なつてまいりたいと考へます。

これらの施策のため、現在御審議いただいております昭和四十四年度一般会計予算に、通商産業省分として約九百十六億円、石炭特別会計として約八百八十四億円を計上することと、通商産業省関係の財政投融資計画として一兆百五十九億円を計上しております。

私は、以上の諸施策を通じて、わが国経済の繁栄と豊かな国民生活の実現のため最善を尽くしてまいり覚悟であります。何とぞ委員各位の深い御理解と御支援をお願いする次第であります。

○委員長(八木一郎君) 続いて、通商産業省関係の昭和四十四年度予算及び今期国会提出予定法案の説明、経済企画庁関係の昭和四十四年度予算の説明、昭和四十三年における公正取引委員会の業務概況の順で説明を聴取いたします。

まず、通産省の面角官房長。

○政府委員(面角良彦君) 昭和四十四年度の通商産業省関係予算案並びに財政投融資計画の説明でございますが、資料はお手元に御届けしてございまして、要点を簡単に御説明を申し上げます。四十四年度の通商産業省所管の一般会計予算定額

費要求額は、総額九百十六億円でございますが、前年度予算に對しまして四十七億円、五・五%の増加でございます。

次に、重点事項別に内容を御説明申し上げます。第一に、貿易の振興と経済協力の推進につきましましては、発展途上国一次産品輸入促進特別基金への出資、ジェットロ等輸出振興機関の拡充、経済協力施策の強化等のため九十一億円を計上しております。

第二に、産業の構造改善と企業体質の強化につきましましては、繊維工業構造改善に織布業のほかに染色業及びメリヤス製造業を追加することとしたしまして五億円を計上しております。

第三に、中小企業対策の拡充をはかりましたため三百十三億円を計上いたしたく、このうち中小企業振興事業団の事業規模を大幅に拡大するため二百十二億円を計上いたしております。また、小規模事業対策、中小企業指導事業等従来の施策につきましても一その推進をはかることとしたしてしております。

第四に、技術開発力の培養と技術的最先端産業の育成のため海水淡水化と副産物利用を新たに大型プロジェクトといたしまして取り上げました。同時に、情報産業の育成、活用や開発等にも本格的に取り組みますとともに、技術の急速な進歩に対応して特許制度の改正をはかることとしたしてしております。これら技術振興関係全部で百九十五億円計上いたしております。

第五に、総合エネルギー政策の推進と資源開発の促進につきましましては、国内における天然ガス及び非鉄金属資源の探鉱開発の拡充とともに、海外鉱物資源開発の一その推進をはかり、またガス事業対策の強化をはかる等、二十八億円を計上いたしております。

第六に、公害対策及び産業立地対策の推進のため七十一億円を計上し、このうち産業公害対策は産業公害総合事前調査の拡充等大幅な充実をはかつています。第七に、消費者保護の強化と流通部門の合理化

をはかりましたため、商品試買検査の倍増と消費生活改善対策に格段の配慮をいたし、二億円を計上いたしております。

第八に、明年三月に開かれます万国博覧会の開催準備と運営のため百二十億円を計上いたしております。

以上の一般会計のほかに、特別会計といたしまして、アルコール専売事業特別会計は、歳入九十一億円、歳出七十一億円、輸出保険特別会計は、歳入歳出とも二百二十八億円、また機械類賦払信用保険特別会計は、歳入歳出とも十五億円を計上いたしております。

さらに、石炭対策特別会計は、歳入歳出とも八百八十四億円を計上いたしまして、石炭鉱業の再建、雇用の安定、保安の確保、終閉山の円滑化、鉱害処理の推進、産炭地域の振興等の諸施策を推進いたすことにいたしてあります。

次に、当省関係の財政投融資計画につきましまして概略を御説明申し上げます。

昭和四十四年度の当省関係財政投融資計画は、総額一兆百五十九億円でございますが、前年度当初計画に比しまして八千六百億円、一八・七%の増加となっております。

その概要を以下御説明いたします。まず、日本輸出入銀行につきましましては、プラント類の融資条件の維持のために六百三十五億円の融資を確保いたしますとともに、資金需要の増大に対処いたすため貸し出し規模を拡大することとしております。

中小企業関係三金融機関につきましましては、前年度当初計画に對比いたしまして一八%増の八千四百九十九億円の貸し付け規模を確保いたしますとともに、新たに構造改善ワクを設ける等、特別貸し付け制度の拡充をはかることとしたしてあります。

また中小企業振興事業団につきましましては、大幅に事業規模を拡大するための財政投融資を確保することにしたしてあります。

日本開発銀行につきましましては、繊維工業、アン

モノア工業等を対象とする産業構造改善金融ワックを拡大いたしますとともに、特定業種につきましても特利の適用をはかることとしておきます。

また国産技術振興などの一そりの拡充をはかりますため、資本自由化を控えて産業の体質強化に万全を期したいと考えております。

金属鉱物探鉱促進事業団につきましては、鉱物資源の低廉、安定的供給を確保いたしますため、海外探鉱につきましても五億円の投資を行ないますとともに、国内探鉱につきましても事業規模の拡大をはかることとしておきます。

また、海外原油の開発体制を抜本的に強化するため、石油開発公団に対しまして出資九十五億円を予定しております。

公害防止事業団につきましても、事業規模を大幅に拡充しますとともに、中小企業向け貸し付け金利の引き下げをはかることとしておきます。

また、亜硫酸ガス対策の緊急性にかんがみ、開銀の産業公害ワックを拡充し、重油脱硫装置の建設をいたすこととしておきます。

以上通商産業省関係の予算案及び財政投融資計画の概要につきましても御説明を申し上げます。

引き続きまして、今国会に提出を予定しております通商産業省関係の法律案につきましても、お手元に資料を差し上げてございしますが、その概要を御説明申し上げます。

今国会提出が確定しております当省関係法律案は、予算関係法案四件を含めまして合計十件でございます。うち五件がすでに提出済みと相なっております。このほか農林省との共管法案が一件、検討中の法案が四件ということに相なっております。

次に、提出予定法案の要旨につきまして御説明をいたします。

第一に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、当省職員の資質の向上をはかりましたための研修所を設ける趣旨のものでございします。第二

に、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、構造改善対策を実施すべき業種を拡大しまして、新たに染色業及びメリヤス製造業を加えまして、これら業種を繊維工業構造改善事業協会の行なう信用保証業務の対象に加える等の改正を行なうものであります。第三に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案は、石炭鉱業を営む企業が解散をいたした場合は、債権の種類に応じまして算出した額の交付金、石炭鉱山整理特別交付金を交付する制度を設ける等の措置を講ずるものでございします。第四に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、通産大臣が認定した再建整備計画に従いまして、石炭鉱業を営む企業に対しまして、債務を返済するための資金として再建交付金を交付する等の措置を講ずるものでございします。以上の四件は予算関係法案でありまして、すでに国会に提出をいたしております。

第五に、石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案は、石炭鉱業安定補給金の交付を受ける会社につきましても、経理の適正化をはかるための措置を講ずるものでございします。第六に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案は、同法の存続期間を五年間延長することを内容とするものであります。第七に、軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案は、同法の廃止期限が本年六月末に到来いたしますため、同法の廃止及び輸出振興事業協会の解散、清算手続について定めるものでございします。第八に、ガス事業法の一部を改正する法律案は、液化石油ガス小規模導管供給を簡易ガス事業といたして位置づけを行ないますとともに、所要の規制を行ない、ガス事業者に対する監督を強化し、ガス用品に対する規制を行なう等の改正を行なうものであります。第九に、特許法等の一部を改正する法律案は、特許出願等の処理を迅速化する等のため、出願の早期公開制度、審査請求制

度、審判における審査前置制度の採用等の改正を行ないますとともに、実用新案制度につきましても同趣旨の改正を行なうものであります。第十に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案は、緊急に構造改善を行ないます必要がある中小企業業種につきましても、構造改善計画を定め、主務大臣の承認を受けた場合には、これに基づき事業に対しまして、税制面その他の助成措置を講ずるとい趣旨のものでございします。本法案はすでに国会に提出をいたしております。このほか、農林省と共管の法律案といたしまして、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案がございします。

今国会提出の確定法案は以上のとおりでございますが、その他特定中小企業商品の輸出統一商標に関する法律案、工業立地適正化法案、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び火災類の取締法の一部を改正する法律案の四件の法案につきましても現在検討を続けておる次第でございます。

以上通商産業省関係の第六十一回国会提出予定法案につきましても概要を御説明申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(八木一郎君) 次に、経済企画庁岩尾官房長。

○政府委員(岩尾一君) 昭和四十四年度経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元に企画庁予算事項表というのが参っておりますので、御参照願いたいと思ひます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち、当庁関係予算の総額は三百七十九億五千二百七十六万円であります。前年度予算額三百三十五億百八十三万円に比較いたしますと四十四億五千九百三十三万円の増額となっております。

これを予算の主要経費別に区分いたしますと、公共事業関係費以外の経済企画庁一般の経費では三十四億三千四百六十七万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと四億五千九百九十五万円の増額となっております。これに對しまして、公共事業関係費では三百四十五億一千八百九十九万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと三十九億九千九百八十八万円の増額となっております。

まず、経済企画庁一般の経費の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、経済企画庁一般行政及び審議会等に必要経費では十二億二千七百八十八万円を計上しております。

これは、一般事務を処理する経費のほか、経済運営の基本方針の策定、長期経済計画関係業務、国民生活の向上対策、物価安定対策、水質保全及び内外の経済動向の調査分析に必要な経費等であります。

第二に、国土総合開発に必要な経費として一億二千八百七十二万円を計上しております。これは、国土の均衡ある開発発展をはかるため新たに策定する全国総合開発計画の実施の推進、地域開発体制の整備、離島、山村振興対策及び水資源開発等に必要調査費等でございます。

第三に、国土調査に必要な経費では十五億七千二百七十七万円を計上しております。これは、国土調査事業を行なう経費で、主として地籍調査の事業費でございます。

第四に、豪雪地帯対策特別事業に必要な経費では一億二千五百万円を計上しております。この経費は、豪雪地帯において、地方公共団体が雪上車を購入する場合に、その経費の一部を補助するものであります。

第五に、振興山村開発総合特別事業に必要な経費では九千九百九十九万円を計上しております。この経費は、地方公共団体が、豪雪地帯にある振興山村に社会開発のための模範施設として豪雪山山村開発総合センターを建設する場合及び振興山村において集落再編モデル事業を実施する場合に、その経費

の一部を補助するものであります。

第六に、地方開発計画に必要な経費では五千三百万円を計上しております。この経費は、各省各庁の所管する各種の地域開発計画に関連する調査の総合効果の確保をはかるためのものであります。

第七に、経済研究所に必要な経費では二億三千八百八十万円を計上しております。この経費は、経済構造及び経済循環の基礎的な研究調査並びに国民経済計算の調査及び分析等に要するためのものであります。

次に、公共事業関係費の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、国土総合開発の調整に必要な経費では六十九億円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと七億万円の増額となっております。

第二は、離島振興関係事業でございます。離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、揮発油税等財源離島道路整備事業費の三者を合わせまして百六十六億七千九百二十六万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと二十億七千六百五十九万円の増額となっております。この内容は、離島における交通体系の整備と産業基盤及び生活環境施設の充実に重点を置いて必要な事業を推進するため必要な経費で、これによってできるだけ離島と本土との格差の是正をはかることとしております。

第三に、水資源開発事業に必要な経費では百九億三千八百八十三万円を計上しております。この内容は、水資源開発公団が、利根川水系、淀川水系、筑後川水系、木曾川水系及び吉野川水系における既着工継続事業等を既定計画どおり実施するほか、新たに利根川及び吉野川の二水系における実施計画調査及び建設事業等を同公団が施行するため必要な経費等であります。

以上、一般会計予算の概要を御説明申し上げますが、次に、当庁関係の財政投融資計画につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、海外経済協力基金につきましては、最近における対外経済協力拡充の要請にこたえるため、資金運用規模を前年度の四百四十億円から四十四年度は、百三十億円増の五百七十億円を予定しております。これに要する資金源は、資金運用部資金から二百七十六億円の融資を受けるほか、一般会計出資金二百二十四億円を含めた自己資金等二百九十四億円を充てることとしていたしております。

次に、東北開発株式会社につきましては、前年度に引き続き、会社の再建をはかることも、東北開発の促進のために実効ある公共的投融資事業を実施することといたしております。このため、産業投資特別会計からの出資金十億円を計上しております。

次に、水資源開発公団につきましては、総事業費は前年度の二百九十二億円に対し四十四年度は三百十四億円を予定いたしております。このため、資金運用部資金から百四億円の融資を受けるとともに、公債債三十九億円のほか、前に申し上げました水資源開発事業費を含めた自己資金等百七十一億円を充てることとしていたしております。

次に、北海道東北開発公庫につきましては、資金運用規模を前年度の四百十億円から四十四年度は四十億円増の四百五十億円を予定しております。これに要する資金源は、産業投資特別会計からの出資金五億円、資金運用部資金等政府資金と公債債で三百十五億円のほか、自己資金等百三十億円を充てることとしていたしております。

以上をもちまして、経済企画庁関係の予算並びに財政投融資計画についてその概略を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、山田公正取引委員会委員長。

○政府委員(山田精一君) 昭和四十三年度における公正取引委員会の業務の概略につきまして、お手元に資料をお届けいたしました。そのうち主要な点につきまして御説明いたします。

まず、経済体制の変化に即応して、独占禁止政策を有効適切に推進し、そのあり方について広く各界と意見を交換するとともに、その一その理解を求め、独占禁止懇話会を設置し、昨年、その第一回を開催いたしました。

次に、私的独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、まず、国際契約等の届け出は千五百二十四件にのぼりましたが、企業合理化をはかるための技術導入契約が大部分を占めております。

会社の合併、営業譲り受け等の届け出は、それぞれ千件、三百五十一件となっております。その内訳は中小規模の会社が、近代化、合理化をはかるために合併を行なうものが大部分を占めておりますが、国際競争力の強化等のための大企業の合併も増加傾向を示しております。公正取引委員会といたしましては、大企業の合併につきましては、特に私的独占禁止法第十五条の規定を厳正にかつ慎重に運用してまいり所存であります。

再販価格維持契約制度につきましては、物価対策の見地からその規制の強化をはかることとし、現行指定商品の契約実施状況及び法的要件の適否について引き続き再検討を加えておりました。昭和四十三年には化粧品及び医薬品について告示の改正を行ない、その分類を現行日本標準商品分類に改めるとともに、特殊な用途に使用される品目及びこの制度が有効に利用されていない品目を削除いたしました。

公正取引委員会といたしましては、今後引き続き指定商品の再検討を続けるとともに、個々の契約の内容についても、それが正当な行為の範囲を逸脱したり、また一般消費者の利益を不当に害することのないよう厳重に監視を続けていく所存であります。

なお、昭和四十三年における再販価格維持契約の成立届けは九件、累計百二十四件となっております。

り、また新たに契約を実施した製造業者の数は五社で、十二月末現在九十三社が契約を実施しております。

私的独占禁止法に基づく共同行為につきましては、昭和四十三年には、企業合理化のための共同行為として、麻糸など三品目について、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。

不公正な取引方法に関する業務といたしましては、不当な歩込み・兩建て預金につきましては、その実態を把握するため昭和四十三年五月末及び十一月末の二回にわたり、貸し出し先の中小企業者を対象にアンケート調査を実施いたしました。最近におきましては、拘束預金率は一〇%前後と減少してきておりますものの、まだ十分満足すべき状態ではなく、公正取引委員会といたしましては、調査の結果を慎重に検討いたしますとともに、大蔵省の行政指導の成果をも勘案いたしまして、適切な措置をとってまいりたいと考えております。

私的独占禁止法違反被疑事件につきましては、昭和四十三年中に二百二十七件につきまして審査を行ない、そのうち法的措置をとりましたものは、勧告三十二件、審決二十七件となっております。また、過大な景品つき販売、消費物資の価格協定などがそのおもなものでございます。また、一昨年から引き続き、テレビジョンや牛乳の価格協定、家庭電器製品の再販価格維持事件など八件について審判を行なっております。

下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十三年中に、下請代金の支払い状況を中心に四千四百九十七の親事業所に対しまして調査を行ない、そのうち十一件につきまして、法第七条の規定に基づく勧告を行ない、四百三十四件につきましては行政指導による事態の改善措置をとりました。

また、手形期限の短縮を促進いたしますため、主要業種ごとに標準的な手形期限を設け、関係団体の協力を得て、機会あるごとにその周知徹底をはかっております。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といたしましては、第三条の規定に基づき、精麦業における景品類の提供に関する制限を告示いたし、さらに、第六条の規定に基づき、過大な景品類の提供を行ないました販売業者十名、不当な表示を行ないました観光みやげ品製造業者、宅地建物取引業者、家庭電器製品販売業者、寝具販売業者等六十四名につきまして排除命令を行ないました。そのほか飲用牛乳等六業種について公正競争規約を認定いたしました。

また、同法の運用に資するため、消費者モニターを選定し、景品つき販売、不当表示等に関する意見を求め、これを公正取引委員会の行なり消費者行政に反映させるようにいたしました。

このほか、昭和四十三年における経済実態の調査といたしましては、企業間信用の調査のほか、管理価格の調査、流通支配に関する調査及び主要産業二百一十一業種における生産集中度調査を行ないました。

最後に、昭和四十四年度の公正取引委員会の予算案でございますが、本国会にお願いいたしております公正取引委員会の予算は、総額四億七千二百五十六万四千円でございます。昭和四十三年度と比較いたしまして五千五百二十八万五千円の増額と相なっており、事務局定員八名の増員、私的独占禁止法施行経費、下請代金支払遅延等防止法施行経費、不当景品類及び不当表示防止法施行経費の増額がそのおもなものと相なっております。

今後、公正取引委員会の業務は従来にも増して繁忙の度を加えるとともに、その重要性を増すものと考えておる次第でございますが、本委員会の委員方はじめ皆さま方の御支援を得まして重責を果たしてまいりたいと存じております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○委員長(八木一郎君) 以上をもって説明聴取は終わりました。

本件についての質疑は後日に譲ることとし、本

日はこれにて散会いたします。

午前十時五十五分散会

十二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業構造改善促進法案

中小企業構造改善促進法案

中小企業構造改善促進法

(目的)

第一条 この法律は、資本の自由化その他の経済的諸条件の著しい変化に対処して、中小企業の国際競争力を急速に強化するため、中小企業構造改善基本計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずることにより、中小企業の構造改善を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

2 この法律において「中小企業構造改善事業」とは、中小企業者の事業の共同化、工場等の集団化その他の中小企業構造の高度化、設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、取引関係の改善その他の中小企業の構造改善に関する事業をいう。

(中小企業構造改善基本計画)

第三条 主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下「指定業種」という。)に属する中小企業について、中小企業構造改善基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 一 当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。
- 二 当該業種に属する中小企業の急速な構造改善を図ることが当該中小企業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

2 基本計画には、当該業種に属する中小企業の生産又は経営の規模の適正化その他の構造改善の目標及びこれを達成するための中小企業構造改善事業の内容その他の構造改善に関する重要事項について定めるものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(中小企業構造改善実施計画)

第四条 商工組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下この項において「商工組合等」という。)であつてその組合員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員)の資格として定款で定められる事業が指定業種に属するもの(以下「特定商工組合等」という。)は、中小企業構造改善事業を実施するため、中小企業構造改善実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小企業構造改善事業の内容及び実施時期
- 二 中小企業構造改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 三 中小企業構造改善事業を実施するために必要な準備金にあつては、その組合員又は会員に対し負担金を課する場合にあつては、その負担金の賦課の基準
- 四 前各号に掲げるもののほか、中小企業構造改善事業を実施するために必要な事項であつて政令で定めるもの

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 基本計画に適合しているものであること。
- 二 指定業種に属する中小企業の構造改善を図るため適切なものであり、かつ、他の特定商工組合等の第一項の承認に係る実施計画に基づく中小企業構造改善事業の実施に支障を及ぼすものでないこと。
- 三 当該中小企業構造改善事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(基本計画等の変更)

第五条 主務大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画を変更しなければならない。

2 特定商工組合等は、前条第一項の承認に係る実施計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

3 第三項第三項の規定は第一項の規定により基本計画を変更した場合に、前条第三項の規定は前項の規定による承認をする場合に準用する。

(実施計画の承認の取消)

第六条 主務大臣は、第四条第一項の承認を受けた特定商工組合等が同項の承認に係る実施計画(前条第二項の規定による変更の承認があつた

ときは、その変更後のもの。以下同じ。に従つた中小企業構造改善事業の実施をしていないと認めるとき、又は前条第一項の規定による基本計画の変更により実施計画が当該基本計画に適合しなくなつた場合において当該特定商工組合等が当該実施計画の変更をしなかつたときは、当該承認を取り消すことができる。

(資金の確保及び税制上の措置)

第七條 政府は、第四條第一項の承認に係る実施計画に基づき中小企業構造改善事業の実施を促進するため、これに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるとともに、税制上特別の措置を講じなければならない。

(助言又は勧告)

第八條 主務大臣は、基本計画に定める中小企業の構造改善の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、特定商工組合等に対し、実施計画の作成若しくは変更又は第四條第一項の承認に係る実施計画に基づく中小企業構造改善事業の実施について必要な助言又は勧告をすることが出来る。

(転換の指導等)

第九條 主務大臣は、第四條第一項の承認に係る実施計画の内容に事業の転換が含まれている場合において、当該実施計画に基づく中小企業構造改善事業の実施により事業の転換をすることとなる中小企業者の申出があつたときは、当該中小企業者に対し、その事業の転換を円滑に行なうことができるようするため必要な指導を行なうものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換に係る事業の従事者の転職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

(報告及び検査)

第十條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定商工組合等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定商工組合等の事務所に入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第十一條 この法律における主務大臣は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三中「(昭和三十八年法律第六十四号)の下に、中小企業構造改善促進法(昭和四十四年法律第 号)を加える。

一、原子力発電所地帯の安全性確保と整備開発に関する諸願(第二十七号)

一、淀川水系水資源開発に関する諸願(第一五二号)

第二十七号 昭和四十三年十二月二十七日受理
原子力発電所地帯の安全性確保と整備開発に関する諸願

請願者 福井県敦賀市桜町七ノ八全国原子力発電所所在市町村協議会内 矢部知恵夫

紹介議員 郡 祐一君 中村喜四郎君
高橋文五郎君 任田 新治君

原子力発電所地帯の安全性確保と整備開発のため左記事項の実現を図りたい。

一、原子力発電所設置の許可に際しては、関係地方公共団体の長の意見を聞くこと。

二、国が実施する原子力発電所の安全性確保状況を、関係地方公共団体へ連絡通報すること。

三、原子力発電所の放射線管理については、国、原子力発電所、関係地方公共団体三者間の有効な連絡方法を確立し、合同監視機構を整備すること。

四、原子力発電所周辺の防災体制を確立すること。また、原子力損害の賠償は原子力事業者が措置を命じるのみでなく、国の責任において措置を講ずること。

五、原子力発電所の立地に伴う環境整備と関連事業の実施については、国の予算に調整費を計上する等、特別の財政措置を講ずること。

六、原子力発電所の用地取得に関連して、国民の核アレルギー解消のための啓蒙等は、国が積極的に推進するとともに関係団体に財政援助を行なうこと。

七、前記の各事項に関連して、必要な法律の制定と改正を行なうこと。

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀県議会議員 中村敏一

紹介議員 奥村 悦造君

淀川水系の水資源開発のため、左記事項の実現を図りたい。

一、水資源開発を総合的に処理するため、水資源行政一元化の体制を強化確立すること。

二、淀川水系を一貫とした抜本的な治水対策を強力かつ早急に講ずること。

三、水源地域の地域開発等総合的な事業が行ない得るような措置を講ずること。

四、費用負担については、国の財政投資の特別措置を確立すること。

五、前記の条項を実現するためには、現行法をもつて律し得ないから、特別立法の措置を講ずること。

理由

淀川水系の水資源開発は、用水の確保とあわせて水源地域の開発を促進し、上下流を通じた総合的な施策が必要である。このため、国土総合開発の一環として、淀川水系の総合的な治水対策を講ずるほか、特に琵琶湖開発については、その及ぼす影響の広範かつ多大なことから、治水、利水及び地域開発を含めた総合的な施策により、水資源の効率的利用を図ることが現下の緊急事である。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二

年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「特定繊維布業」を「特定繊維布業等」に改める。

第二条第一項中「及び同表第二号」を「、同表第二号に、」をいうを、メリヤス生地又はメリヤス製品を製造する事業(以下「メリヤス製造業」という。)及び同表第三号に掲げる織物の機械染色整理業(以下「特定染色業」という。)をいうに改め、同条第三項中「属するものを」を「属するものをいい、」メリヤス製造業商工組合連合会とは、商工組合連合会であつてその会員たる商工組合の組合員の資格として定款で定められる事業がメリヤス製造業に属するものをいい、「特定染色業団体」とは、民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、その社員たる資格を有する者が営む事業として定款で定められる事業が特定染色業に属し、かつ、その事業を営む者が任意に加入し又は脱退することができ、るもの」に改める。

第三章の章名を「特定繊維布業等の構造改善」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(メリヤス製造業構造改善事業計画の承認等)

第十七条の二 メリヤス製造業商工組合連合会は、その会員たる商工組合の組合員が営むメリヤス製造業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「メリヤス製造業構造改善事業」という。)についてメリヤス製造業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、そのメリヤス製造業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

(特定染色業構造改善事業計画の承認等)

第十七条の三 特定染色業団体は、その社員が営

む特定染色業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「特定染色業構造改善事業」という。)について特定染色業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定染色業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに第十七条の規定は、前項の特定染色業構造改善事業計画に準用する。

第十八条第一項中「特定繊維布業商工組合が承認計画に従つて特定繊維布業構造改善事業」を「特定繊維布業構造改善事業、メリヤス製造業構造改善事業若しくは特定染色業構造改善事業」に改め、同条第二項中「特定繊維布業」の下に「、メリヤス製造業又は特定染色業」を加える。

第四十条第一項第四号中「特定繊維布業構造改善事業」の下に「、メリヤス製造業構造改善事業又は特定染色業構造改善事業」を加える。

第四十二条第一項中「特定繊維布業商工組合」の下に「、メリヤス製造業商工組合又は特定染色業商工組合」を加える。

第五十九条第一項及び第二項中「又は特定繊維布業商工組合」を「特定繊維布業商工組合、メリヤス製造業商工組合又は特定染色業商工組合」に改める。

附則第二条中「昭和四十七年六月三十日」を「昭和四十九年六月三十日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、この法律の規定中特定紡績業及び特定繊維布業に係る部分は、昭和四十七年六月三十日までには廃止するものとする。

三 次に掲げる織物(幅が十三センチメートル未満のもの及びタオル生地を除く。)

イ 綿織物

ロ スフ織物

ハ 麻織物

ニ 合成繊維織物(組成繊維中に毛を含むものを除く。)

ホ 人絹織物

ヘ 絹織物

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

ことができる。

2 前項に規定するもののほか、構造改善計画の承認及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第六条中「設備の設置に」を「設備を設置し、若しくは前条第一項の承認に係る構造改善計画に従つて構造改善事業を実施するの」に改める。

第八条第三項中「第一項若しくは前項」を「前三項に、」第一項の「を」第一項若しくは第二項の「に、」同項の「を」第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する」を「前二項の規定による」に、同項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、第五條の二第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行なうものに對し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行なう他の法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行なう他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行なう他の中小企業者とともに出資して特定事業を行なう法人(会社又は企業組合に限る)を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行なう中小企業者の事業の生産性が著しく向上することとなることを認められる旨の承認をすることができ、る。特定事業以外の指定事業を行なう中小企業者が同項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行なうものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行なう中小企業者の事業の生産性が著しく向上することとなることを認められるときにおける当該指定事業を行なう中小企業者に対して、同様とする。

第十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第五条の二第一項の承認を受け
た商工組合等に対し、構造改善事業の実施状況
について報告を求めることができる。
第十九条第二項中「第十七条第一項又は第二項」
を「第十七条第一項から第三項まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第六十四回国会商工委員会会議録第三号中正誤

ベ	段行	誤	正
四	四七	相像	想像
八	四	終わり	
五	五	当事者	当事者
一八	三二		
ク	三〇	衛生	衛星
ク	四四		
一九	一一	れて	入れて
二〇	二六	あるか	あるが、
ク	三	終わり	
一六	一六	基本、方針	基本方針
三	三二		
ク	三	終わり	
二五	二五	文章	文書
ク	四四	軍事	軍事
二六	一四	ウイズ・ジャバ	ウイズ・ザ・ガ
一四	二四	メント	バメント

昭和四十四年二月二十五日印刷

昭和四十四年二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局